

千葉県動物愛護推進員と
猫の困ったにゃ～を
考える



(ふっふ)

22にゃんとも
相談室

2026.6 vol.26

捨て猫は 犯罪です

～捨てられる命が生まれる前に

不妊去勢手術

を行いましょう～



法律で
禁止され
ています



子猫を公園等に放置するなど、
愛護動物を捨てると、
最大で1年の懲役または100万円の罰金が
科せられます

命を守るためにわたしたちが出来ること

✓ 飼えない猫を増やさないために、不妊去勢手術を行う

✓ 猫の安全のため、室内で飼育する

✓ 最後まで、責任を持って飼う。
飼えない時は新しい飼い主を探す。



小さな命が捨てられない社会を作るためにご相談ください